

国 営 計 第 98 号
国 営 整 第 131 号
国 営 設 第 136 号
令 和 2 年 1 月 31 日

北海道開発局 営繕部長
各地方整備局 営繕部長
沖縄総合事務局 営繕調査官 あて

大臣官房官庁営繕部 計画課長
整備課長
設備・環境課長

官庁営繕事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保
に向けた具体的対策への対応について

国土交通省所管事業の執行については、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について（改正）」（令和2年1月31日付け国地契第34号、国官技第323号、国営管第339号、国営計第99号、国北予第35号）等により、円滑な発注及び施工体制の確保が図られているところです。

これを踏まえ、官庁営繕事業の執行について、一層円滑な発注及び施工体制の確保を図るための具体的な対策を示す観点から、別紙のとおりとりまとめましたので適切に対応願います。

なお、「官庁営繕事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和元年10月25日付け国営計第69号、国営整第90号、国営設第92号）及び「官庁営繕事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策の実施について」（令和元年10月31日付け国営計第70号）は廃止します。

官庁営繕事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた 具体的対策について

官庁営繕事業は、各国家機関が事務を行い、国民の生活や社会経済活動を支える場を整備するものであり、社会経済上重要な意義を有しており、円滑かつ着実な事業の執行は極めて重要である。官庁営繕事業においても、円滑な発注及び施工体制の確保に向けて、これまでも競争参加資格の緩和や施工時の負担軽減等に取り組んできたところであるが、全国で頻発する災害への対応や、昨年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」への対応などから、事業執行に万全を期すための一層の取組が求められている。

このため、以下の対策を迅速に進め、円滑かつ着実な事業の執行に一層努められたい。

1. 基本的な考え方

- (1) 関係部局と調整のうえ、次に示す対策を実施するよう努める。なお、これらは主に入札・契約手続の対策を示しているが、予算要求段階や設計段階においてもこれら対策をあらかじめ想定し、必要な措置を講じる。

※取組によっては、参考資料において対象範囲が明記されているものがあるので留意する。

- (2) 既の実施している対策についても、一層積極的に取り組む。
- (3) 対策の内容を業界団体等に周知することにより、入札参加への意欲向上を図る。
- (4) 各地方整備局等においても、円滑な発注及び施工体制の確保に向けた対策の拡充と改善に努める。

2. 原因と対策

業界の意見等から推定した不調・不落の原因と、それぞれの原因に対する対策は次のとおり。

<原因>

- (1) 競争に参加する条件が整わない。
 - ・ 技術者や職人が不足している。
 - ・ 異工種の下請企業が確保できない。
 - ・ 実績要件が厳しい。
 - ・ 地域内において同時期に工事が集中している。

- ・ 工事場所が遠い。
- ・ 工事内容が分かりづらい。
- ・ 総合評価落札方式では、落札に至らない場合も含め、競争参加申請時点で技術者の確保が必要となる。

<対策>

品質確保に影響を及ぼさないよう留意した上で、次の対策を講じる。

① 発注ロットの適正化

(具体的な取組)

- ・ 地域、工種を考慮した適切な発注ロットを設定する。

② 競争参加資格要件の緩和や参加対象者の拡大

(具体的な取組)

- ・ 対象等級や地理的条件を拡大する。
- ・ 工事難易度の低い小規模工事について、配置予定技術者に求める同種工事の経験の緩和を検討する。

イ) 配置予定技術者に求める同種工事の経験は、次を参考に設定しても良い。

対象工事：予定価格が建築工事 6,000 万円未満、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事 5,000 万円未満の工事のうち地域の実情等により必要と認められる工事

配置予定技術者に求める要件（同種工事の経験）：過去 15 年間における元請として完成・引渡しが完了した対象工事と同じ種類の建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 による。ただし建築物に関するものに限る。）の経験を有している者

ロ) イ) によらない場合、会社からのバックアップにより品質確保が期待できる工事については、構造種別を問わない、工事量を求めない等一層の緩和を徹底する。

③ 施工時期等の平準化

(具体的な取組)

- ・ 地域内の動向を踏まえた適切な発注時期を設定する。
 - ・ 余裕期間制度の活用等により、施工時期等の平準化を図る。
- (参考 1) 「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成 27 年 12 月 25 日付け国官総第 186 号他)
- (参考 2) 「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」(平成 27 年 12 月 25 日付け国地契第 44 号他)

④ 遠隔地からの建設資材・労働力の調達費用の積算

(具体的な取組)

- ・ 地域外労働者等確保経費について契約変更を適切に行う。

(参考3) 「営繕工事における遠隔地からの建設資材等の調達費用及び労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について(通知)(平成29年10月25日付け国営積第9号他)

⑤ 公告時における工事内容の明示

(具体的な取組)

- ・ 容易に工事内容がわかる情報(工事概要書等)を提示する。

(参考4) 工事概要書の参考事例

⑥ 多様な入札契約方式の導入・活用等

(具体的な取組)

- ・ 災害復旧工事等については、次の通知等を踏まえた対策を講じる。

(参考5) 「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」(平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号)

<原因>

(2) 応札時の負担が大きい。

- ・ 発注情報を頻繁に確認できない。
- ・ 総合評価は、手続に係る手間が多い。
- ・ 入札までの期間が短い、特に設備機器などのメーカーからの見積りが必要な場合に間に合わない。

<対策>

次のような対策を講じることにより応札者の負担を軽減する。

① 発注情報の提供方法の工夫(官庁営繕発注情報メール配信サービスの活用、地元専門紙への掲載依頼など)

② 施工業者等に対する入札契約制度等の丁寧な説明

③ 適切な総合評価落札方式のタイプの選定

(具体的な取組)

- ・ 工事規模や施工上の技術的課題を考慮した上で、施工能力評価型Ⅱ型を活用する。

④ 休業期間、休日などを踏まえた十分な入札書作成期間の確保

<原因>

(3) 施工時の負担が大きい。

- ・ 工事書類が多く、煩雑である。
- ・ 少額工事でも技術者の常駐が必要なため、経費がかさむ。
- ・ 特に改修工事などで施工条件が不明確で、見えない手間やリスクの懸念がある。
- ・ 多工種で施工数量が少なく、経費がかさむ。
- ・ 工事場所が遠く、採算が合わない。

<対策>

工事管理の効率化、適正な利潤の確保、受発注者の適切なリスク分担のために次の対策を講じる。

① 工事書類の効率化

(具体的な取組)

- ・ 工事書類の簡素化の徹底や情報通信技術の利用により受注者の業務の効率化を図る。
(参考6)「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定について(通知)」(平成26年3月31日付け国営整第247号)

② 現場実態を反映した適正な予定価格算定

(具体的な取組)

- ・ 現場実態を反映した共通費を算定する。
(参考7)「工期が著しく長期となる小規模改修工事の共通費算定」の試行期間の延長について(通知)」(平成28年3月25日付け国営積第29号他)
- ・ 複合単価・市場単価を適切に補正する。
(参考8)公共建築工事積算基準等資料 第4編 第1章 6市場単価等の補正、9改修工事の取り扱い、10 工事量が僅少等の取り扱い
- ・ 見積活用方式を積極的に活用する(当初発注からの適用や新築工事への適用も可としている)。
(参考9)「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」(平成26年2月6日付け国営計第118号)
- ・ (参考10)「営繕工事における「見積活用方式」の積極的な活用について」(平成31年2月8日付け国営積第15号)

③ 必要な契約変更の円滑な実施

(具体的な取組)

- ・必要と認められるときは設計図書を変更し、それに伴い必要となる請負代金額や工期の変更を行う旨を、入札契約段階で明示する。

(施工条件を明示した参考図等の取扱いについての記載例)

この参考図は、……。ただし、本図と異なる施工を行う場合には、監督職員と協議の上、変更契約等の措置を講ずる場合がある。

- ・物価スライドの手続を適切に行う。
(参考 11)「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項 (インフレスライド条項) 運用マニュアル (暫定版) (営繕工事版)」(平成 26 年 2 月)
- ・地域外労働者等確保経費について契約変更を適切に行う。(再掲)

④ 施工条件の明示

(具体的な取組)

- ・設計段階から、工事に関する情報の把握や関係機関との調整を徹底し、それを踏まえて適切な施工条件として整理する。
- ・参考 12 及び参考 13 のほか、次の取組も参考に適切に施工条件を明示する。
＜取組＞改修工事においては工程に関する施工条件が重要であることから、関係工事間の作業工程を明らかにするための資料として概略工程表を参考に添付した。
(参考 12)「営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について」
(令和元年 10 月 25 日付け国営積第 4 号)
(参考 13)「官庁営繕工事における不調・不落対策 (施工条件の明示) について」(平成 25 年 12 月 26 日付け国営計第 92 号他)
- ・共通仮設費、現場管理費の積み上げ項目を施工条件として明示する。
(参考 14)『営繕積算方式』活用マニュアル
3 公共建築工事 (復旧工事を含む) の円滑な施工確保のための各種取組
(2) 現場実態を反映した共通費の算定及び条件明示

3. その他

円滑かつ着実な事業の実施の観点から、不調・不落の繰り返し等により、事業執行に支障が生じる恐れがある案件については、不調・不落対策を徹底するほか、地域の実情や工事の特性を踏まえ、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる不調随契の実施等、入札方式等についても十分に検討する。また手続き段階においても、最低入札金額と予定価格の開差に応じて補足説明を充実させるなどの対応を検討する。